

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
（総務局人事部職員支援課）……………一

○東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則  
（病院経営本部サービス推進部事業支援課）……………二

○特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
（東京消防庁企画調整部企画課）……………二

### 告示

○平成四年東京都告示第七百六十一号（東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部改正  
（総務局人事部職員支援課）……………二

○平成四年東京都告示第七百六十三号（平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに廃止前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく、平成十七年三月三十一日以前に発生した公務災害に係る遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率）の一部改正  
（同）……………三

○平成八年東京都告示第八百九十四号（東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額）の一部改正  
（同）……………六

○東京都宝くじの発売（八件）……………七  
（財務局主計部公債課）……………七

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………七  
（住宅政策本部住宅企画部不動産課）……………七

○都営住宅の使用料の変更……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）……………一〇

○都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）……………三

○都営改良住宅の使用料の変更……………（同）……………四

○都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）……………五

○都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）……………五

○令和元年におけるまぐろはえ縄漁業の許可等の申請期間等……………（産業労働局農林水産部水産課）……………五

○令和元年におけるかつお・まぐろ釣り漁業の許可等の申請期間等……………（同）……………五

○令和元年の小笠原海域におけるさんご漁業の許可等の申請期間等……………（同）……………六

○都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）……………六

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）……………六

○都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）……………六

### 規則（人）

○労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則……………一〇

### 告示（公）

○技能検定員審査の実施……………一〇

### 公告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………三

○特定非営利活動法人の認定……………（同）……………三

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………三

### 雑報

○全国自治宝くじの発売（十一件）……………（全国自治宝くじ事務協議会）……………三

## 規則

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年五月三十一日

●東京都規則第三号

東京都知事 小池 百合子

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年東京都規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一 七の部15の項中「14」を「15」に改め、同項を同部16の項とし、同部11の項から14の項までを12の項から15の項までとし、同部10の項の次に次のように加える。

11 オルトトールイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表第一の規定は、平成三十一年四月十日から適用する。

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四号

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立病院条例施行規則(昭和三十六年東京都規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号(三)中ウを削り、エをウとし、同号(三)オ中「エ」を「ウ」に改め、同号(三)中オをエとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和四十二年東京都規則第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四常時介護を要する状態の項中「十万五千二百九十円」を「十六万五千五百五十円」に、「五万七千九百九十円」を「七万七千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千六百五十円」を「八万二千五百八十円」に、「二万八千六百円」を「三万五千四百円」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第四の規定は、平成三十一年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

3 適用日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この規則による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の規定に基づき支給された介護補償(適用日から施行日の前日までに係る分に限る。)は、新規則の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

告 示

●東京都告示第七十三号

平成四年東京都告示第七百六十一号(東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九〇〇円	一三、二八五円
二十歳以上二十五歳未満	五、四八四円	一三、二八五円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇一〇円	一四、二四九円
三十歳以上三十五歳未満	六、三八九円	一七、二八五円
三十五歳以上四十歳未満	六、七六〇円	一九、〇五二円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇四二円	二一、三九九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、三〇四円
五十歳以上五十五歳未満	六、九一三円	二五、二三二円
五十五歳以上六十歳未満	六、四二四円	二四、七九七円
六十歳以上六十五歳未満	五、二二一円	一九、七六九円
六十五歳以上七十歳未満	三、九六〇円	一四、九九七円
七十歳以上	三、九六〇円	一三、二八五円

附 則

- この告示は、令和元年六月一日から施行する。
- この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、令和元年六月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●東京都告示第七十四号

平成四年東京都告示第七百六十三号 (平成十七年四月一

日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに廃止前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく、平成十七年三月三十一日以前に発生した公務災害に係る遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率)の一部を次のように改正する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

表を次のように改める。

期間の区分	医師又は歯科医師の経験年数	薬剤師の経験年数	学校薬剤師の率	学校歯科医師及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校歯科医師及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校歯科医師及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校歯科医師及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校歯科医師及び学校歯科医の率
五年未満	1.37	1.37	1.59	1.23	1.41	1.15	1.31	1.15	1.41	1.23	1.59	1.37
五年以上	1.35	1.35	1.50	1.31	1.42	1.24	1.33	1.24	1.42	1.31	1.50	1.35
十五年未満	1.30	1.30	1.35	1.26	1.30	1.22	1.33	1.22	1.30	1.26	1.35	1.30
十五年以上	1.23	1.23	1.29	1.18	1.25	1.14	1.19	1.14	1.25	1.18	1.29	1.23
二十五年未満	1.13	1.13	1.21	1.10	1.17	1.07	1.13	1.07	1.17	1.10	1.21	1.13
二十五年以上	1.07	1.07	1.11	1.01	1.07	0.97	1.03	0.97	1.07	1.01	1.11	1.07

期間の区分	医師又は歯科医師の経験年数	薬剤師の経験年数	学校薬剤師の率	学校歯科医師及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校歯科医師及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校歯科医師及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校歯科医師及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校歯科医師及び学校歯科医の率
五年未満	1.05	1.05	1.18	1.04	1.16	1.02	1.16	1.02	1.16	1.04	1.18	1.05
五年以上	1.03	1.03	1.17	1.02	1.14	1.00	1.14	1.00	1.14	1.02	1.17	1.03
十五年未満	1.01	1.01	1.11	1.00	1.09	0.98	1.09	0.98	1.09	1.00	1.11	1.01
十五年以上	0.96	0.96	1.09	0.95	1.06	0.94	1.06	0.94	1.06	0.95	1.09	0.96
二十五年未満	0.92	0.92	1.04	0.91	1.01	0.90	1.01	0.90	1.01	0.91	1.04	0.92
二十五年以上	0.90	0.90	0.97	0.89	0.95	0.89	0.95	0.89	0.95	0.89	0.97	0.90

平成二十九年三月一日まで	平成二十九年三月一日まで	平成二十九年三月一日まで	平成二十九年三月一日まで	平成二十九年三月一日まで	平成二十九年三月一日まで	平成二十九年三月一日まで	平成二十九年三月一日まで	平成二十九年三月一日まで	平成二十九年三月一日まで	平成二十九年三月一日まで	平成二十九年三月一日まで	平成二十九年三月一日まで	
率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	
一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇四	一・一八	一・〇五	一・一八	一・〇五	一・一八	一・〇五	一・一八	一・〇四
一・一六	一・〇三	一・一六	一・〇三	一・一六	一・〇三	一・一七	一・〇三	一・一七	一・〇三	一・一七	一・〇三	一・一六	一・〇二
一・〇八	一・〇二	一・〇八	一・〇二	一・〇八	一・〇二	一・〇八	〇・九七	一・〇八	〇・九七	一・〇八	〇・九七	一・〇七	〇・九六
一・〇八	一・〇一	一・〇八	一・〇一	一・〇八	一・〇一	一・〇八	〇・九七	一・〇九	〇・九七	一・〇九	〇・九七	一・〇八	〇・九六
一・〇五	一・〇一	一・〇五	一・〇一	一・〇五	一・〇一	一・〇四	〇・九三	一・〇四	〇・九三	一・〇四	〇・九三	一・〇三	〇・九二
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	〇・九七	〇・九二	〇・九七	〇・九二	〇・九七	〇・九二	〇・九六	〇・九〇

平成二十八年三月一日まで	平成二十八年三月一日まで	平成二十八年三月一日まで	平成二十八年三月一日まで	平成二十八年三月一日まで	平成二十八年三月一日まで	平成二十八年三月一日まで	平成二十八年三月一日まで	平成二十八年三月一日まで	平成二十八年三月一日まで	平成二十八年三月一日まで	平成二十八年三月一日まで	平成二十八年三月一日まで	
率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	
一・〇二	一・〇二	一・〇三	一・〇三	一・〇四	一・〇四	一・二三	一・一〇	一・二三	一・一〇	一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇四
一・〇二	一・〇一	一・〇三	一・〇二	一・〇三	一・〇三	一・二六	一・〇八	一・二六	一・〇八	一・一六	一・〇三	一・一六	一・〇三
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇〇	一・〇二	一・一七	一・一〇	一・一七	一・一〇	一・〇八	一・〇二	一・〇八	一・〇二
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	〇・九九	一・〇一	一・一七	一・一二	一・一七	一・一二	一・〇八	一・〇一	一・〇八	一・〇一
一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	〇・九九	一・〇一	一・一四	一・一二	一・一四	一・一二	一・〇五	一・〇一	一・〇五	一・〇一
一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	〇・九九	一・〇一	一・一〇	一・一二	一・一〇	一・一二	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一

平成二十九年三月三十一日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医師の率
一・〇〇一	一・〇〇一	一・〇〇一	一・〇〇一
一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇

附則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の乗ずる率の規定は、平成三十一年四月一日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二十年十月から平成三十一年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二十年十月一日から平成三十一年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。
- 適用日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二十年十月から平成三十一年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額については、なお従前の例による。

●東京都告示第七十五号

平成八年東京都告示第八百九十四号(東京都非常勤職員  
の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める  
金額)の一部を次のように改正する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

表常時介護を要する状態の項中「十万五千二百九十円」を「十六万五千五百円」に、「五万七千九十円」を「七万七千九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千六百五十円」を「八万二千五百八十円」に、「二万八千六百円」を「三万五千四百円」に改める。

附則

この告示による改正後の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

●東京都告示第七十六号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百三十六回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 七十万枚 一億四千万円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 令和元年七月三日から同月十六日まで
- 七 当せん金支払開始 令和元年七月三日
- 八 当せん金の額及び当せんの数  
等級 当せん金 当せん本数  
一等 三百万円 七本  
二等 五万円 二十八本  
三等 一万円 二百十本  
四等 三千円 三千五百本  
五等 千円 一万四千本  
六等 二百円 七万本

計

八万七千七百四十五本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第七十七号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百三十七回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 九十万枚 一億八千万円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 令和元年七月十七日から同年八月六日まで
- 七 当せん金支払開始 令和元年七月十七日
- 八 当せん金の額及び当せんの数  
等級 当せん金 当せん本数  
一等 百万円 九本  
二等 十万円 八十一本  
三等 一万円 千三百五十本

計

七千二百本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第七十八号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百三十八回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百万枚 一億円
- 四 証券金額 一枚百円
- 五 証券型式 開封式
- 六 発売期間 令和元年八月七日から同月二十日まで
- 七 抽せん期日 令和元年八月二十三日
- 八 当せん金支払開始 令和元年八月二十八日
- 九 当せん金の額及び当せんの数  
等級 当せん金 当せん本数

一等	千万円	一本
一等の前後賞	二百五十万円	二本
一等の組違い賞	十万円	九本
二等	二十万円	十本
三等	二万円	百本
四等	三千円	千本
五等	千円	一万本
六等	百円	十万本
計	十一万一千二百二十二本	

十 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第七十九号

当せん金付証票を次のとおり発売する。  
 令和元年五月三十一日

一 名称	東京都知事 小 池 百合子
二 受託銀行等の名称及び所在地	第二千四百三十九回東京都宝くじ株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	九十万枚 一億八千万円
四 証票金額	一枚二百円
五 証票型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間	令和元年八月七日から同月二十六日まで
七 当せん金支払開始期日	令和元年八月七日
八 当せん金の額及び当せんの等級	当せん金 当せん本数
一等	百万円 九本
二等	十万円 八十一本
三等	一万円 千三百五十本
四等	二千元 七千二百本
五等	千円 一万八千本
六等	二百円 九万本
計	十一万六千六百四十本

九 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八十号

当せん金付証票を次のとおり発売する。  
 令和元年五月三十一日

一 名称	東京都知事 小 池 百合子
二 受託銀行等の名称及び所在地	第二千四百四十回東京都宝くじ株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	百六十万枚 一億六千万円

四 証票金額	一枚百円
五 証票型式	開封式
六 発売期間	令和元年八月二十八日から同年九月十日まで
七 抽せん期日	令和元年九月十三日
八 当せん金支払開始期日	令和元年九月十八日
九 当せん金の額及び当せんの等級	当せん金 当せん本数
一等	千万円 一本
一等の前後賞	二百五十万円 二本
一等の組違い賞	十万円 十五本
二等	三十万円 十六本
三等	五万円 六百十本
四等	五千元 千六百本
五等	千円 一万六千本
六等	百円 十六万本
計	十七万七千七百九十四本

十 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八十一号

当せん金付証票を次のとおり発売する。  
 令和元年五月三十一日



一 名称	東京都知事 小 池 百合子
二 受託銀行等の名称及び所在地	第二千四百四十一回東京都宝くじ株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	九十万枚 一億八千万円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法）
六 発売期間	令和元年八月二十八日から同年九月十七日まで
七 当せん金支払開始期日	令和元年八月二十八日
八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	三百万円 九本
二等	五万円 十八本
三等	一万円 三百六十本
四等	三千円 四千五百本
五等	千円 一万八千本
六等	二百円 九万本
計	十一万二千八百八十七本
九 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第八十二号	
当せん金付証券を次のとおり発売する。	
令和元年五月三十一日	
東京都知事 小 池 百合子	
一 名称	第二千四百四十二回東京都宝くじ株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二 受託銀行等の名称及び所在地	同上
三 発売の数及び総額	二百五十万枚 五億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	開封式
六 発売期間	令和元年九月十一日から同月二十三日まで
七 抽せん期日	令和元年九月二十六日
八 当せん金支払開始期日	令和元年十月一日
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	四千万円 一本
一等の前後賞	五百万円 二本
一等の組違い賞	十万円 二十四本
二等	百万円 二十五本
三等	一万円 二千五百本
四等	二千元 二万五千本
五等	二百円 二十五万本
十五夜賞	十万円 二百五十本
計	二十七万七千八百二本
十 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第八十三号	
当せん金付証券を次のとおり発売する。	
令和元年五月三十一日	
東京都知事 小 池 百合子	
一 名称	第二千四百四十三回東京都宝くじ株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二 受託銀行等の名称及び所在地	同上
三 発売の数及び総額	九十万枚 一億八千万円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法）
六 発売期間	令和元年九月十八日から同年十月八日まで
七 当せん金支払開始期日	令和元年九月十八日
八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	百万円 九本
二等	十万円 八十一本
三等	一万円 千三百五十本
四等	二千元 七千二百本
五等	千円 一万八千本
六等	二百円 九万本
計	十一万六千六百四十本
(一) 証券は、転売できない。	

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和元年六月十四日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社HOME INNOVATION

(二) 代表者氏名 代表取締役 三田 啓輔

(三) 主たる事務 豊島区東池袋一丁目四十番一号クロス  
所の所在地 ワ駅前ビル三F

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九九一八五号

(五) 免許年月日 平成二十八年五月二十七日

●東京都告示第八十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和元年六月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	明石町アパート(4号棟)		中央区明石町2-4	34.3	2	29,600	59,100
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)		港区芝5-18	34.3	2	33,100	72,700
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(3号棟)		港区港南4-5	37.3	2	34,600	77,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(7号棟)		新宿区戸山2-7	38.8	1	32,200	65,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(14号棟)		新宿区戸山2-14	38.3	1	32,000	66,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(22号棟)		新宿区戸山2-22	38.8	1	32,700	69,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(20号棟)		新宿区戸山2-20	38.3	1	32,100	66,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(30号棟)		新宿区戸山2-30	40.1	1	33,800	78,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(11号棟)		新宿区戸山2-11	40.3	1	35,000	76,700
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)		新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,200	47,300
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート(15号棟)		文京区本駒込4-35	42.2	1	36,200	61,500
一般都営	高層耐火	押上二丁目アパート(5号棟)		墨田区押上2-1	36.1	1	25,600	54,100
一般都営	高層耐火	立花二丁目アパート(6号棟)		墨田区立花1-27	42.2	1	29,800	51,700
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート(2号棟)		江東区大島4-21	51.2	1	42,300	74,900
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(8号棟)		江東区亀戸7-57	34.3	1	27,700	47,100
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート(2号棟)		江東区大島8-42	33.7	1	25,700	31,900
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート(15号棟)		江東区南砂5-24	37.9	1	29,500	48,600
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(3号棟)		江東区南砂5-24	33.4	1	26,000	41,300
一般都営	高層耐火	越中島三丁目アパート(14号棟)		江東区越中島3-2	37.8	1	30,500	40,300
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(4号棟)		江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	50,600
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(7号棟)		江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(14号棟)		江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(17号棟)		江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,500
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(22号棟)		江東区東砂2-13	34.4	1	27,000	46,700
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(1号棟)		江東区東陽3-22	37.9	1	30,700	38,300
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(3号棟)		江東区東雲1-8	34.3	1	27,600	49,100
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)		江東区南砂4-4	34.3	1	27,800	46,500
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)		品川区北品川1-5	41.6	6	36,000	76,100
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(12号棟)		品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	42,800
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート(5号棟)		品川区八潮5-1	62.1	1	54,400	86,900
一般都営	中層耐火	南蒲田一丁目アパート(13号棟)		大田区南蒲田1-17	42.3	1	34,600	56,400
一般都営	中層耐火	南蒲田二丁目アパート(7号棟)		大田区南蒲田2-20	42.4	1	35,900	66,000
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート(2号棟)		大田区西糀谷2-23	42.2	1	34,200	61,700

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	池上八丁目アパート(8号棟)		大田区池上8-22	42.3	1	34,900	56,500
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(3号棟)		大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	83,600
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)		大田区大森東1-36	59.6	1	49,900	83,600
一般都営	中層耐火	桜丘二丁目第2アパート(1号棟)		世田谷区桜丘2-4	48.1	1	40,200	82,300
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート(2号棟)		世田谷区桜1-53	42.3	1	34,400	62,500
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(9号棟)		世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,800	69,500
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)		渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,700	84,900
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-2号棟)		渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	82,000
一般都営	高層耐火	中野中央二丁目アパート(10号棟)		中野区中央2-22	37.7	1	27,400	47,500
一般都営	高層耐火	北大塚一丁目アパート(10号棟)		豊島区北大塚1-15	38.2	2	31,000	65,000
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(2号棟)		北区浮間2-26	66.0	1	53,500	99,200
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(4号棟)		北区浮間2-26	59.6	1	48,300	89,600
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート(7号棟)		北区王子3-23	40.7	2	31,800	54,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(13号棟)		北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	63,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(15号棟)		北区滝野川3-75	37.3	1	29,500	56,800
一般都営	中層耐火	上中里二丁目アパート(14号棟)		北区上中里2-13	39.0	1	29,400	52,400
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(4号棟)		北区赤羽北3-10	51.2	1	41,100	73,500
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(13号棟)		荒川区東日暮里1-17	37.9	3	27,100	43,900
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(21号棟)		荒川区東日暮里1-17	34.3	2	24,500	41,000
一般都営	高層耐火	坂下二丁目アパート(10号棟)		板橋区坂下1-8	42.2	1	31,600	46,700
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(6号棟)		板橋区新河岸2-10	36.4	1	25,800	33,100
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(8号棟)		板橋区新河岸2-10	37.9	1	26,800	40,400
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目アパート(1号棟)		練馬区春日町4-14	55.9	1	43,400	83,700
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート(3号棟)		練馬区平和台2-45	59.6	1	47,700	100,500
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(7号棟)		練馬区北町6-7	55.9	1	43,700	88,300
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(12号棟)		練馬区北町6-12	48.1	1	37,800	77,300
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(3号棟)		練馬区北町8-31	48.1	1	37,600	71,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(6号棟)		練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	48,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(20号棟)		練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(30号棟)		練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,600	44,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(49号棟)		練馬区石神井町1-1	33.4	2	24,500	47,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(16号棟)		練馬区南田中5-25	25.2	1	18,200	34,600
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目アパート(2号棟)		練馬区関町北3-33	51.0	1	39,500	76,600

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-3号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	103,600
一般都営	中層耐火	関原三丁目アパート(20号棟)	足立区関原2-14	51.0	1	36,500	62,600
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(2号棟)	足立区保木間5-29	59.6	1	42,900	73,800
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(3号棟)	足立区中央本町5-17	55.9	1	40,800	73,400
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(1号棟)	足立区中央本町5-15	48.1	1	35,100	63,200
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(10号棟)	足立区西保木間3-11	42.2	1	29,400	47,700
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(2号棟)	足立区西保木間1-2	55.9	1	41,000	72,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(2号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	35,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(4号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	35,700
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(11号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	22,800	37,900
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(5号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,300	42,400
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(14号棟)	足立区六木1-5	37.7	2	25,400	39,500
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(17号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,400	39,500
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(11号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	39,400
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	2	28,200	44,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(1号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	28,100	41,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(4号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	28,100	41,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(9号棟)	足立区花畑8-4	41.7	1	28,100	41,700
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(7号棟)	足立区西新井6-15	42.3	2	29,800	42,300
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(10号棟)	足立区舎人6-10	42.3	1	29,500	40,300
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,400	41,800
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(18号棟)	足立区舎人6-9	43.6	1	30,400	41,800
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(3号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,800	67,200
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(4号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,800	67,200
一般都営	高層耐火	西新小岩二丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	69,600
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(13号棟)	江戸川区西瑞江4-25	51.0	1	39,700	63,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(14号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	48,000
一般都営	中層耐火	平井四丁目アパート(1号棟)	江戸川区平井7-23	39.0	1	28,400	44,200
一般都営	中層耐火	平井四丁目第2アパート(1号棟)	江戸川区平井7-10	36.2	1	26,800	41,800
一般都営	中層耐火	平井四丁目第2アパート(2号棟)	江戸川区平井7-10	39.0	1	28,500	43,300
一般都営	中層耐火	東小松川二丁目アパート(1号棟)	江戸川区東小松川3-21	39.0	1	29,200	41,200
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,700	62,700
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	86,800

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	八王子石川町アパート(1号棟)	八王子市石川町2955-1	42.2	2	20,700	41,300
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(6号棟)	武蔵野市境5-15	48.1	1	36,600	79,900
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(9号棟)	三鷹市上連雀9-26	62.1	1	45,900	96,100
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート(1号棟)	三鷹市上連雀9-13	51.0	1	37,100	73,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8-15	45.1	1	25,100	56,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1-35	53.5	1	31,900	79,200
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート(1号棟)	調布市深大寺町4-35-1	51.0	1	31,200	70,000
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(5号棟)	調布市下石原1-15-1	55.9	1	33,400	79,700
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート(3号棟)	調布市富士見町3-19-1	56.8	1	34,600	84,900
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート(1号棟)	調布市深大寺町8-24-1	51.0	1	31,100	75,900
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(3号棟)	調布市染地3-3-1	48.1	1	27,900	64,000
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(4号棟)	町田市町田4-7	59.6	1	35,800	82,800
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(6号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	65,000
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,400	65,700
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(3号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	32,100	57,300
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(7号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	32,100	57,300
一般都営	中層耐火	町田金森第2アパート(2号棟)	町田市金森2-31	55.9	1	30,800	60,300
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(2号棟)	町田市忠生4-12	55.9	1	30,300	57,300
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(4号棟)	町田市忠生4-6	55.9	1	30,300	57,300
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(6号棟)	町田市相原町3190	55.9	2	29,700	59,100
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	29,700	59,100
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	30,200	60,100
一般都営	中層耐火	小倉井東町二丁目アパート(3号棟)	小倉井町東町2-5	55.9	1	35,200	82,900
一般都営	中層耐火	学園西町二丁目アパート(2号棟)	小平市学園西町2-26	55.9	1	33,000	72,200
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート(4号棟)	日野市三沢1130-2	41.7	1	19,800	40,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート(36号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,400
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート(3号棟)	清瀬市野塩5-255	51.0	1	29,400	57,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-8号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-10号棟)	多摩市諏訪4-2	37.7	1	17,400	30,700
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-1号棟)	多摩市愛宕1-2	38.7	1	18,600	35,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-4号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	51.1	1	25,800	39,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(5-1-3号棟)	多摩市貝取5-1	55.9	1	29,300	53,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-1号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,900	59,800

種 類	構 造 名	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火 多摩ニュータウン貝取団地 (3-2-3号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,900	59,800
一般都営	中層耐火 多摩ニュータウン貝取団地 (3-2-7号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,900	59,800

●東京都告示第八十六号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第  
三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ  
き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使  
用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、  
同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名称 位置

構造及び規模

戸数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

坂下二丁目第3アパート(2号棟)

板橋区坂下二丁目十七番

中層耐火

三四・六平方メートル

一六戸

三〇、〇〇〇円

七三、五〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

同右

三五、一〇〇円

八五、八〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

四戸

四一、五〇〇円

一〇一、八〇〇円

同右

同右

同右

五七・三平方メートル

同右

四九、七〇〇円

一二一、七〇〇円

●東京都告示第八十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都

営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和元年六月一

日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告

示する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	西大久保アパート（5号棟）	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,300
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート（1号棟）	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,400
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート（5号棟）	江東区東陽1-39	36.6	1	29,800
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート（5号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート（4号棟）	江東区塩浜1-3	51.2	1	44,400
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート（10号棟）	渋谷区笹塚2-37	36.2	1	30,500
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート（52-2号棟）	渋谷区幡ヶ谷2-52	36.4	1	31,400
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート（25号棟）	杉並区阿佐ヶ谷北3-32	35.1	1	25,600
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（4号棟）	北区赤羽西5-12	37.3	1	29,000
改良	高層耐火	坂下一丁目アパート（3号棟）	板橋区坂下1-11	36.1	1	26,900
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート（1号棟）	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,500
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート（2号棟）	葛飾区亀有1-16	48.1	1	35,400
改良	中層耐火	平井一丁目アパート（8号棟）	江戸川区平井3-4	33.4	2	24,700

●東京都告示第八十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名 称	位置	区画数
大島五丁目アパート駐 車場	江東区大島五丁目四 十番	三六区画
亀有四丁目アパート駐 車場	葛飾区亀有四丁目二 十六番	四五区画
長房アパート駐車場	八王子市長房町五百 八十八番地	九九九区画

●東京都告示第八十九号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名 称	位置	区画数
旭丘一丁目アパート駐 車場	練馬区旭丘一丁目一 番	三区画
府中住吉町二丁目ア パート駐車場	府中市住吉町二丁目 三十番地	五三区画

●東京都告示第九十号

東京都漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第六十

号）第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十五条第一項の規定に基づき、令和元年におけるまぐろはえ縄漁業（小笠原村地先海面におけるものに限る。）の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和元年六月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度  
二十八隻

●東京都告示第九十一号

東京都漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第六十号）第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十五条第一項の規定に基づき、令和元年におけるかつお・まぐろ釣り漁業（小笠原村地先海面におけるものに限る。）の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和元年六月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

六十五隻

●東京都告示第九十二号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、令和元年の小笠原海域におけるさんご漁業(造礁さんごの採捕を目的とするものをいう。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和元年六月一日から同月十五日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度  
二隻

●東京都告示第九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年五月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

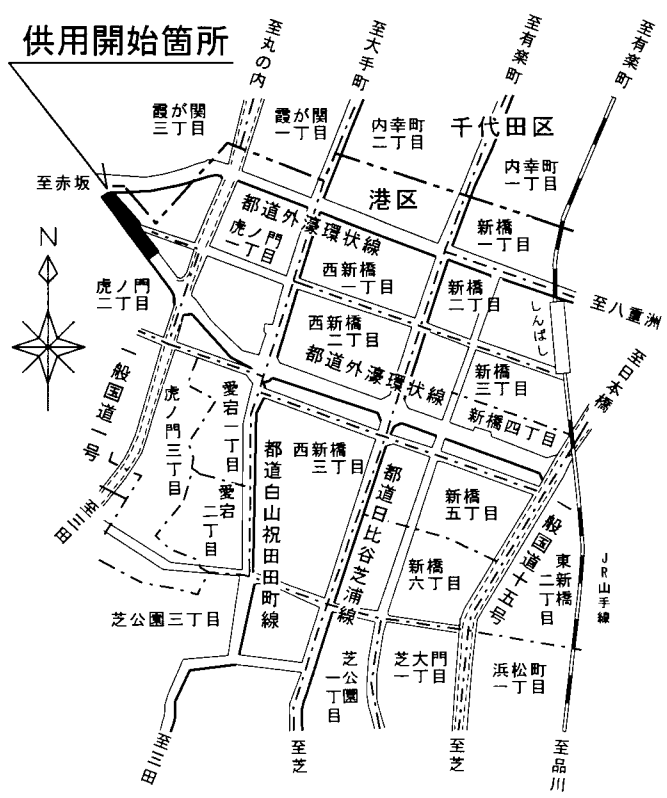
- 一 路線名  
外濠環状
- 二 供用開始の区間  
港区虎ノ門二丁目百二番八地先から同所九番七地先まで

- 三 供用開始の概要  
別図表示のとおり
- 四 供用開始の期日  
令和元年五月三十一日

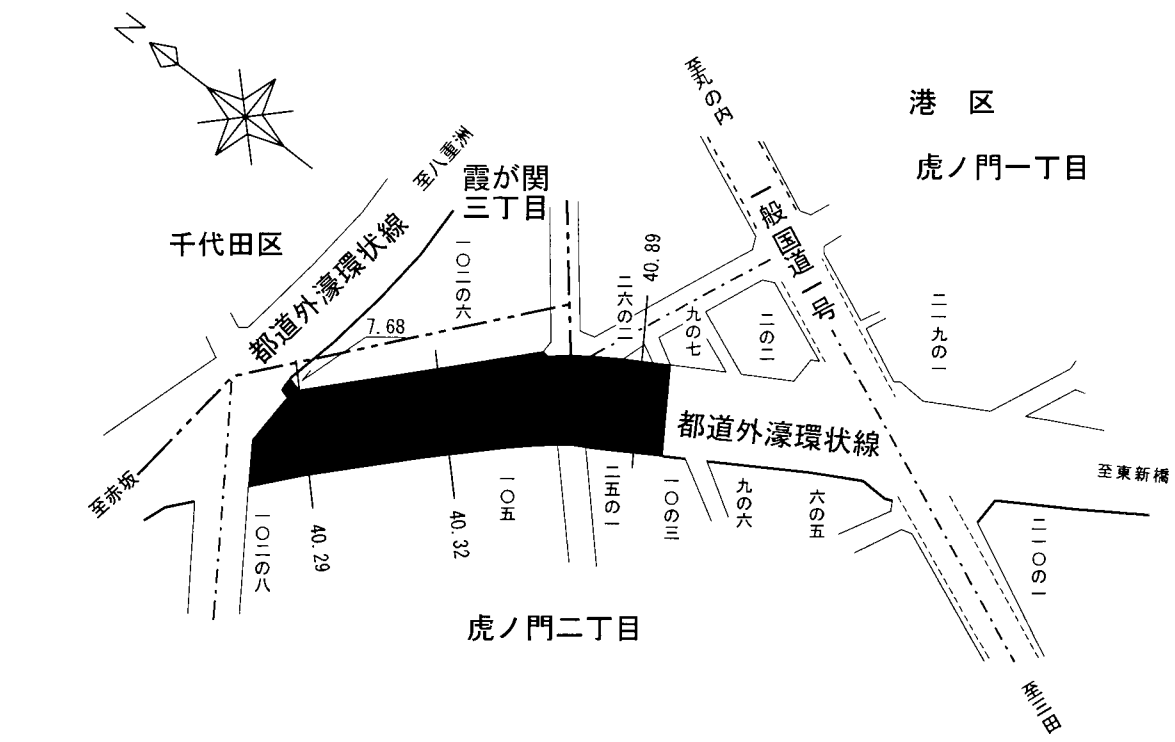


別図

都道外濠環状線供用開始略図  
港区虎ノ門二丁目地内



延長 二〇六・一九メートル  
 面積 八、一二〇・三一平方メートル  
 供用開始区域  
 一般国道  
 都道  
 特別区道



●東京都告示第九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和元年五月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
令和元年五月三十一日

一路線名  
東京都知事 小 池 百合子

外濠環状

二 占用を制限する区間

港区虎ノ門二丁目百二番八地先から同所九番七地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和元年六月一日

●東京都告示第九十五号

東京都立公園条例(昭和三十二年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

公園名  
変更内容  
変更年月日

東京都立大戸緑地  
別図(1)のとおり  
令和元年六月一日



東京都立八国山緑地  
別図(2)のとおり  
同日

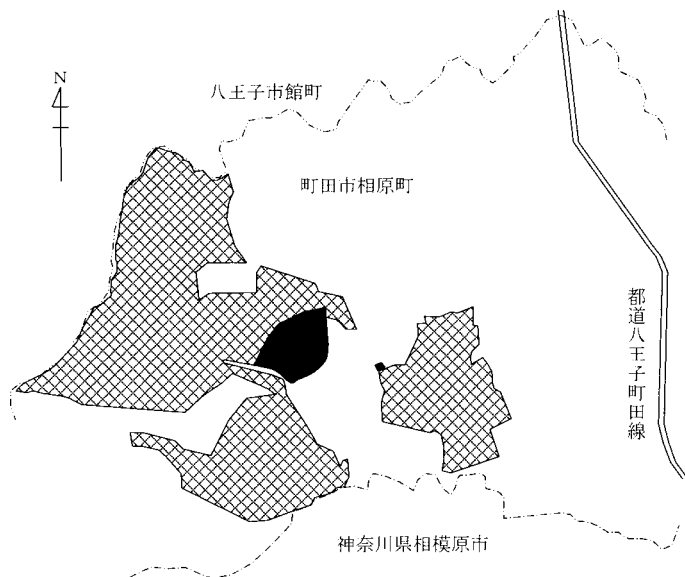
東京都立中藤公園  
別図(3)のとおり  
同日

別図 (1)

東京都立大戸緑地 区域変更略図

変更箇所 町田市相原町



	変更前の区域	面積	二六九、二二七・六一	平方メートル
	追加区域	面積	一五、二二八・七四	平方メートル
	変更後の面積		二八四、四五六・三五	平方メートル

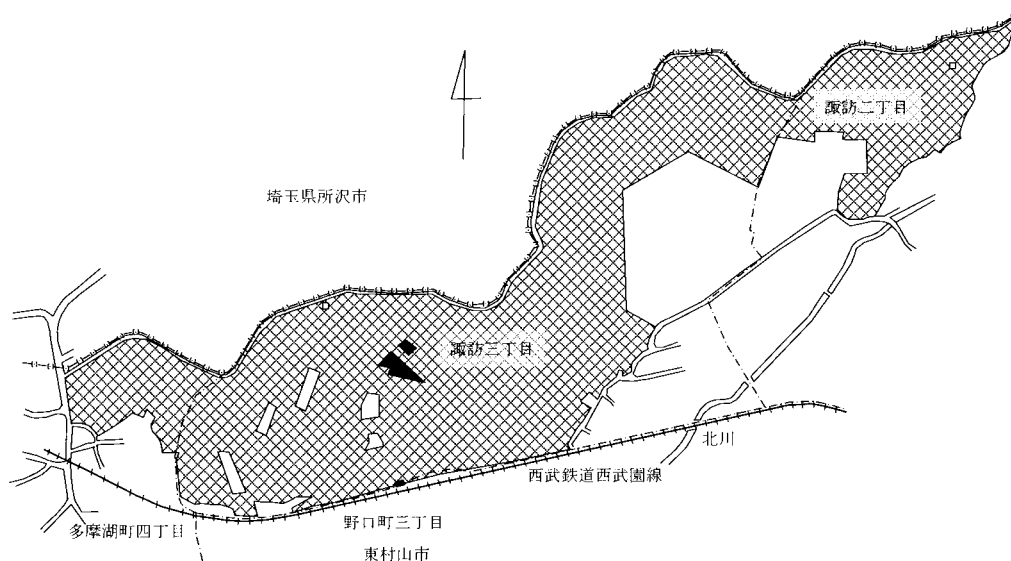


別図 (2)

東京都立八国山緑地 区域変更略図

変更箇所 東村山市諏訪町三丁目

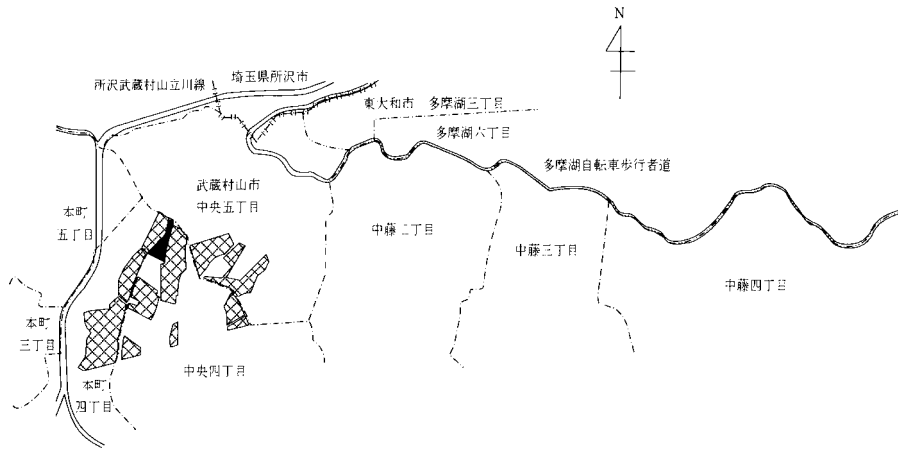
	変更前の区域	面積	三六七、六三五・五一	平方メートル
	追加区域	面積	三、八三九・一九	平方メートル
	変更後の面積		三七一、四七四・七〇	平方メートル



別図 (3)

東京都立中藤公園 区域変更略図

変更箇所	武蔵村山市中央四丁目
変更前の区域	面積 四三、〇七一・四七 平方メートル
追加区域	面積 二、三〇八・六九 平方メートル
変更後の面積	四五、三八〇・一六 平方メートル



規則(人)

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年五月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第一号

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則(平成二十三年東京都人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一の部(五)の項中 「東京消防庁第三消防方面本部救助

機動課」を「東京消防庁各消防署」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示(公)

●東京都公安委員会告示第34号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月31日

東京都公安委員会

委員長 渡邊佳英

記	申請書類	備考
<p>1 審査の種類 普通自動車免許技能検定員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格 普通自動車を運転することができ、運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 技能検定に関する技能 ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能 イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p> <p>(2) 技能検定に関する知識 ア 教則の内容となっている事項 イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 技能検定の実施に関する知識 エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和元年7月1日（月曜日）から同月5日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時 (2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p>	<p>(1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和元年6月13日（木曜日）及び同月14日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和元年6月3日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 19,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装 (1) 携行品 ア 運転免許証 イ 筆記用具</p>	<p>(ア) 黒色又は青色のボールペン (イ) 赤色のボールペン (2) 服装 自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264</p>
<p><b>公 告</b></p> <p>特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新 に つ いて</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和元年五月三十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人グッドネーバース・ジャパン 二 代表者の氏名 福井 玲 三 主たる事務所の所在地 東京都大田区大森北二丁目十四番二号 大森クリエイ</p>		

トビル三階

四 更新された認定の有効期間

平成三十年十一月八日から令和五年十一月七日まで

一 名称

特定非営利活動法人東京都中途失聴・難聴者協会

二 代表者の氏名

新谷 友良

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区新宿二丁目十五番二十五―二〇二号

四 更新された認定の有効期間

平成三十年八月七日から令和五年八月六日まで

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニ

ティ・ジャパン

二 代表者の氏名

メリン・ビルギッタ・セシリア

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区新宿五丁目十一番地二十五

四 認定の有効期間

令和元年五月十四日から令和六年五月十三日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年五月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

府中市紅葉丘二丁目三十六番十一、同番十五及び三十八番一の一  
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十一  
誠賀建設株式会社  
代表取締役 加賀美 誠

府中市日新町五丁目三十三番六、同番六地先、三十四番三、同番三地先及び四十七番一から同番四まで  
株式会社松家住宅  
代表取締役 荒井 孝子

小平市上水本町二丁目千六百六十八番二及び同番八  
立川市柏町三丁目二十八番地の一  
株式会社ユタカホーム  
代表取締役 山下 隆仁

西東京市西原町一丁目千八百二十二番一の一部  
西東京市西原町一丁目九番二  
海老澤 孫顯

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百八十五号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和元年五月三十一日

全国都道府県知事の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	二億枚 六百億円 (三十億円を一単位(一ユニット)として二十単位(二十ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和元年七月二日から同年八月二日まで
七	抽せん期日	令和元年八月十四日
八	当せん金支払開始期日	令和元年八月十九日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金の数
等	等級	当せん金
一等	一等	五億円 一本
二等	二等	一億円 二本
三等	三等	九十九万九千九百九十九円 九十九本
四等	四等	十万円 二本
五等	五等	三万円 三十本
六等	六等	一万円 六百本
夏祭り賞	夏祭り賞	三万円 十万本
計	計	百十七万七千三百四十四本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。  
当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百八十六号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和元年五月三十一日

全国都道府県知事の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八一回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	八千万枚 二百四十億円 (三十億円を一単位(一ユニット)として八単位(八ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和元年七月二日から同年八月二日まで
七	抽せん期日	令和元年八月十四日
八	当せん金支払開始期日	令和元年八月十九日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金の数
等	等級	当せん金
一等	一等	三千万円 五本
二等	二等	一千万円 十本
三等	三等	一百万円 二百本
四等	四等	十万円 二千本
五等	五等	一万円 十万本
六等	六等	三万円 百万本
夏祭り賞	夏祭り賞	二万円 三千本
計	計	百一十一万五千二百十五本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百八十七号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和元年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百二回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 八億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和元年七月十日から同月二十三日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年七月十日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		五十万円 九十六本
二等		十万円 三百二十本
三等		一万円 四千百本
四等		二千元 四万本
五等		千円 八万本
六等		二百円 四十万本
計		五十二万四千四百十六本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百八十八号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和元年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百三回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百五十万枚 十一億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和元年七月二十四日から同年八月十三日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年七月二十四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		五百万円 十一本
二等		三十万円 百五十四本
三等		十万円 八百五十八本
四等		一万円 八千八百本
五等		千円 十一万本
六等		二百円 五十五万本
計		六十六万九千八百二十三本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。



全国自治宝くじ事務協議会告示第二百八十九号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和元年五月三十一日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	三百五十万枚 三億五千万円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	被封式（被封された指定部分を削り取るにより、 一等から三等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和元年八月七日から同月二十日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年八月七日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数 一等 五百円 六百三十本 二等 五百円 七万本 三等 百円 七十万本
九	計	七十七万六百三十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百九十号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和元年五月三十一日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	三百五十万枚 七億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式（被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和元年八月七日から同月二十日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年八月七日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数 一等 五十万円 八十四本 二等 十万円 二百八十本 三等 一万円 三千五百本 四等 二千円 三万五千本 五等 千円 七万本 六等 二百円 三十五万本
九	計	四十五万八千八百六十四本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百九十一号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和元年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百六回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和元年八月十四日から同年九月三日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年八月十四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 三千万円 八本
一	等	二等 三千万円 二十四本
二	等	三等 三千万円 二十四本
三	等	四等 三千万円 二十四本
四	等	五等 千円 四万本
五	等	六等 三百円 八十万本
計		八十四万四千二百七十二本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百九十二号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和元年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百八回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和元年八月二十一日から同年九月十日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年八月二十一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 三千万円 三百本
一	等	二等 三千万円 千八百本
二	等	三等 三千万円 六千本
三	等	四等 三千万円 六千本
四	等	五等 千円 十二万本
五	等	六等 二百円 六十万本
計		七十四万七千三百本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百九十三号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和元年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百九回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式（被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和元年九月四日から同月二十三日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年九月四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 三千万円 四本 二等 二千万円 三十二本 三等 一千万円 三百二十本 四等 一千万円 六千本 五等 一千万円 六千本 六等 三百円 八十万本
九	計	八十六万六千三百五十六本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百九十四号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和元年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百十回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	三百五十万枚 七億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式（被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和元年九月十一日から同月二十三日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年九月十一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 五十万円 八十四本 二等 十万円 二百八十本 三等 一千万円 三千五百本 四等 一千万円 三万五千本 五等 一千万円 七万本 六等 二百円 三十五万本
九	計	四十五万八千八百六十四本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百九十五号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和元年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百十三回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 八億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和元年九月二十五日から同年十月八日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年九月二十五日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
一等	当せん金	三十万円 二百本
二等	当せん金	三万円 千二百本
三等	当せん金	一万円 四千本
四等	当せん金	五千円 一万二千八百本
五等	当せん金	千円 八万本
六等	当せん金	二百円 四十万本
計		四十九万八千二百本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

発行所  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 七〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

